

平成28年度周南市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度周南市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	150 床
(2) 年間患者数	
入院	49,640 人
外来	70,760 人
(3) 一日平均患者数	
入院	136 人
外来	290 人
(4) 主要な建設改良事業	
病院建設改良事業	52,725 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	病院事業収益	3,115,956 千円
第1項	医業収益	2,959,098 千円
第2項	医業外収益	156,858 千円
	支	出
第1款	病院事業費用	3,115,956 千円
第1項	医業費用	3,033,889 千円
第2項	医業外費用	81,066 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 131,666 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額178千円、過年度分損益勘定留保資金 131,488 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	262,330 千円
第1項	企業債	52,700 千円
第2項	出資金	209,630 千円
	支	出
第1款	資本的支出	393,996 千円
第1項	建設改良費	52,725 千円
第2項	企業債償還金	341,271 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充てるため	52,700 千円	証書借入 又券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合は協議して定める。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用及び特別損失の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,114 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,009千円である。

平成 28 年 2 月 24 日提出

周南市長 木村 健一郎